

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 2}{100 \times 365}$$

十三

初期
利子

平成十六年三月二十日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
の利子

毎年三月二十日及び九月十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十五

償還
金額

平成十七年九月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支所

日本銀行

十七

払込
期日

平成十五年九月二十二日